4.27.　低速走行時照射灯

4.27.1.　備付け

自動車（三輪自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）には、低速走行時照射灯を備えることができる。

4.27.2.　取り付ける灯火等の性能

低速走行時照射灯は、協定規則第148号の規則4.及び5.に定める基準に適合するもの又は法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を受けたものでなければならない。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては、本則第44条の２第２項ただし書の規定に適合すればよいものとする。

4.27.3.　数

低速走行時照射灯の数は、側面については下記のとおり、後面については１個と定めるものとする。

長さ６ｍを超えない車両では２個以下（片側１個ずつ）。

長さ６ｍ超かつ９ｍ以下の車両では４個以下（片側２個まで）。

長さ９ｍを超える車両では６個以下（片側３個まで）。

ただし、協定規則第148号の規則4.及び5.に定める基準に適合するもの又は法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を受けたものでなければならない。

4.27.4.　取付位置

4.27.4.1.　垂直方向

低速走行時照射灯は、その照明部の上縁の高さが側面に取り付けるものにあっては地上1,500㎜以下に、後面に取り付けるものにあっては車両の高さを超えないように取り付けなければならない。

4.27.4.2.　水平方向

側面に複数の低速走行時照射灯を装着する場合には、それらのランプを車両の各側面に沿って可能な限り対称的に取り付けるものとする。同じ側の隣接する２つの低速走行時照射灯間の距離は、500㎜を下回らないものとする。

4.27.5.　視認性

低速走行時照射灯は、自動車の後端及び前端からそれぞれ10m後方及び前方にある横断面並びに自動車の最外側から10m側方にある車両中心線と平行な鉛直面により囲まれ、かつ、高さは、地上１ｍから３ｍまでである範囲内のすべての位置において、取り付けられた低速走行時照射灯の見かけの表面が直接確認することができないように取り付けなければならない。（別紙11参照）

4.27.6.　方向

低速走行時照射灯は、自動車の側面又は後面に下方に向けて取り付けなければならない。

4.27.7.　電気結線

4.27.7.1.　低速走行時照射灯（被牽引自動車に備えるものを除く。）は、前照灯が点灯していない場合、点灯できない構造であること。

4.27.7.1.1.　被牽引自動車に備える低速走行時照射灯は、車幅灯及び尾灯が点灯していない場合、点灯できない構造であること。

4.27.7.1.2.　被牽引自動車に備える低速走行時照射灯は、当該自動車の速度を計測し点灯又は消灯する構造であること。

4.27.　低速走行時側方照射灯

4.27.1.　備付け

自動車（三輪自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）には、低速走行時側方照射灯を備えることができる。

4.27.2.　取り付ける灯火等の性能

低速走行時側方照射灯は、協定規則第148号の規則4.及び5.に定める基準に適合するもの又は法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を受けたものでなければならない。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては、本則第44条の２第２項ただし書の規定に適合すればよいものとする。

4.27.3.　数

低速走行時側方照射灯の数は、下記のとおり定めるものとする。

長さ６ｍを超えない車両では１個または２個（片側１個ずつ）。

長さ６ｍ超かつ９ｍ以下の車両では最大４個（片側２個まで）。

長さ９ｍを超える車両では最大６個（片側３個まで）。

ただし、協定規則第148号の規則4.及び5.に定める基準に適合するもの又は法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を受けたものでなければならない。

4.27.4.　取付位置

4.27.4.1.　垂直方向

低速走行時側方照射灯は、その照明部の高さが地上1,500㎜以下に取り付けなければならない。

4.27.4.2.　水平方向

複数の低速走行時側方照射灯装着の場合には、それらのランプを車両の各側面に沿って可能な限り対称的に取り付けるものとする。同じ側の隣接する２つの低速走行時側方照射灯間の距離は、500㎜を下回らないものとする。

4.27.5.　視認性

低速走行時側方照射灯は、自動車の後端及び前端からそれぞれ10m後方及び前方にある横断面並びに自動車の最外側から10m側方にある車両中心線と平行な鉛直面により囲まれ、かつ、高さは、地上１ｍから３ｍまでである範囲内のすべての位置において、取り付けられた低速走行時側方照射灯の見かけの表面が直接確認することができないように取り付けなければならない。（別紙11参照）

4.27.6.　方向

低速走行時側方照射灯は、自動車の側面に下方に向けて取り付けなければならない。

4.27.7.　電気結線

4.27.7.1.　低速走行時側方照射灯（被牽引自動車に備えるものを除く。）は、前照灯が点灯していない場合、点灯できない構造であること。

4.27.7.1.1.　被牽引自動車に備える低速走行時側方照射灯は、車幅灯及び尾灯が点灯していない場合、点灯できない構造であること。

4.27.7.1.2.　被牽引自動車に備える低速走行時側方照射灯は、当該自動車の速度を計測し点灯又は消灯する構造であること。